

別紙

「販売物件一覧表」(第2回)

単年度協定物件

【札幌地区】

物件番号	樹材種	出材予定 森林管理 署等	出材予定 数量 (m <sup>3</sup> )	出材 時期	事業地	林班	樹種別割合等			土場	備考
							樹種	割合	m <sup>3</sup> 廻り (立木)		
7 - 106	トドマツ一般材 エゾマツ一般材 アカエゾマツ一般材 カラマツ一般材 針葉樹低質材	胆振東部	1,100m <sup>3</sup>	10月 ～ 2月	苫小牧 糸井	1273外 1305外	トドマツ エゾマツ アカエゾマツ カラマツ	46% 4% 48% 2%	0.25m <sup>3</sup> 0.17m <sup>3</sup> 0.19m <sup>3</sup> 0.46m <sup>3</sup>	山元	
7 - 107	針葉樹原材料 広葉樹原材料 カラマツ原材料	胆振東部	1,900m <sup>3</sup>	10月 ～ 2月	苫小牧 糸井	1273外 1305外	トドマツ・エゾマツ・アカエゾマツ 広葉樹 カラマツ	50% 48% 2%	- - -	山元	
【札幌地区合計】			3,000m <sup>3</sup>	署別数量再掲： 胆振東部署			3,000m <sup>3</sup>				

【旭川地区】

7 - 108	トドマツ一般材 針葉樹低質材	留萌南部	3,000m <sup>3</sup>	7月 ～ 2月	幌糠 西幌糠	106外 162外	トドマツ	100%	0.49m <sup>3</sup>	里 (幌糠)	
7 - 109	トドマツ一般材 エゾマツ・アカエゾマツ一般材 カラマツ一般材 ドイツトウヒ一般材 針葉樹低質材	上川南部	1,500m <sup>3</sup>	9月 ～ 3月	幾寅 富良野	122外 334外	トドマツ エゾマツ アカエゾマツ カラマツ ドイツトウヒ	80% 5% 3% 7% 5%	0.40m <sup>3</sup> 0.45m <sup>3</sup> 0.45m <sup>3</sup> 0.47m <sup>3</sup> 0.45m <sup>3</sup>	山元 里 (幾寅)	事業先行 3.65mに採材
7 - 110	針葉樹原材料 広葉樹原材料	留萌南部	4,000m <sup>3</sup>	7月 ～ 2月	幌糠 西幌糠	106外 162外	トドマツ 広葉樹	75% 25%	- -	里 (幌糠)	
7 - 111	針葉樹原材料 広葉樹原材料	北空知	2,000m <sup>3</sup>	7月 ～ 2月	深川 幌加内	542外 230外	トドマツ 広葉樹	50% 50%	- -	山元	
【旭川地区合計】			10,500m <sup>3</sup>	署別数量再掲： 留萌南部署 上川南部署 北空知支署			7,000m <sup>3</sup> 1,500m <sup>3</sup> 2,000m <sup>3</sup>				
【公募総計】			13,500m <sup>3</sup>								

- ※ 針葉樹低質材及び針葉樹原材料には、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツを含む。
- ※ 土場欄の「里」は、国道等主要道路沿線に位置する土場（括弧書で箇所を記載）。  
山元及び里両方の記載がある場合は、それぞれの場合の買受希望単価を提出してください。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、北海道森林管理局の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を得る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、安定供給システム販売申請書の提出をもって誓約します。

## 国有林材の安定供給システム協定書（案）

国有林材の安定供給システムによる販売の実施に関し、北海道森林管理局長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和 年 月 日から令和 年 月 日まで下記により協定する。

令和 年 月 日

甲 北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70番  
北海道森林管理局長

乙

### 記

第1条 甲乙双方は、信義に則り、相互に協力し、かつ、誠実にこの協定の遵守に努めるものとする。

第2条 甲は、この協定に基づく林産物の販売計画を別記のとおり定めるとともに、当該林産物の安定供給に努めるものとする。

第3条 乙は、前条の計画に基づき供給される林産物の購入に努めるとともに、購入する林産物の利用及び加工・流通等に係る取組その他について、企画提案書の内容を踏まえたものとなるよう努めるものとする。

第4条 乙は、甲に対し、企画提案書に記載した取組の実施状況について報告を行うものとする。

（1）乙は、甲が行う報告内容の確認作業に協力するものとする。

第5条 林産物の販売は、森林管理署長又は森林管理署支署長と乙との売買契約に基づき行うものとする。

第6条 乙は、購入した林産物について、その売払いを受けた目的以外に使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡してはならない。

第7条 甲は、乙が前条の規定に反していた場合にはこの協定を解除することができるものとする。

第8条 甲乙双方は、特に必要と認める場合は、協議の上、この協定の変更又は解除をすることができるものとする。

第9条 この協定の特約条件として、次のことを定める。

- (1) 甲は、第7条の規定によるほか、乙が協定期間中に「国有林材の安定供給システムによる販売（製品販売）」の実施に係る公募公告に定めるシステム販売の対象となる需要者の要件を失ったときは、この協定を解除することができるものとする。
- (2) 第7条又は上記の(1)に基づき協定を解除した場合、乙は、その解除によって生じる損害賠償の請求を行わないものとする。
- (3) 甲は、協定締結後に乙が企画提案書に記載した取組の概要並びに協定した協定数量を、原則公表するものとする。
- (4) 協定した単価は、市場価格と大幅な差が生ずる場合に変更することができるものとする。
- (5) 甲は、この協定に基づき販売する林産物が、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものであることを証明するものとする。
- (6) 乙は、合法性・持続可能性を確保した木材から生産された木材・木材製品であることを製品の需用者にPRするよう努めるものとする。
- (7) 乙は、甲が企画提案書の内容の根拠を確認する必要がある場合、確認作業について協力するものとする。

第10条 販売予定数量に対して販売数量が2割以上の過不足が見込まれる場合は、甲乙双方で協議してその取り扱いを決めるものとする。

第11条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、定めるものとする。

上記協定の証として、本協定書を2部作成し、甲、乙各1通を保有する。

別記

林産物の販売計画

物件 番号	樹 材 種	販売予定森林 管理署（支署）	販売予定 数量(m <sup>3</sup> )

## 国有林材の安定供給システムに係る審査基準

評価項目	評価内容	配点		
価格点	審査の対象とする申請者の最低購入希望価格(円/m <sup>3</sup> )	50～0		
	申請者のうち最高額を提示した者の最低購入希望価格(円/m <sup>3</sup> )			
取組評価点1	特に優良と認められるもの	3～0		
	優良と認められるもの			
	良と認められるもの			
	上記以外			
取組評価点2	新設、拡充、導入からの期間(申請時)	15～0		
	地域林政と整合する場合における新設、拡充、導入からの期間(申請時)			
	需要拡大に係る国策と整合する場合における新設、拡充、導入からの期間(申請時)			
	地域林政及び需要拡大に係る国策のいずれとも整合する場合における新設、拡充、導入からの期間(申請時)			
取組評価点3	製材工場、2×4工場	製品歩留まり(%)	5～0	
	合単板工場	製品歩留まり(%)		
	LVL工場	製品歩留まり(%)		
	集成材工場	製品歩留まり(%)		
	チップ工場	生産能力(月産量BDt)		
	オガ粉工場	生産能力(年間生産量m <sup>3</sup> )		
	流通事業者	手数料(%)		計
		はい積料(円/m <sup>3</sup> )		
	バイオマス発電工場【熱利用なし】	間伐材・林地残材等の利用割合(%)		
	バイオマス発電工場【熱利用あり】			
	住宅メーカー、製紙工場	地域材の利用率(%)		
素材生産事業者	過去2年度分の事業成績評定(点)			
取組評価点4	前年度の国有林立木販売購入実績【分育購入実績なし】(件)	5～0		
	前年度の国有林立木販売購入実績【分育購入実績あり】(件)			
取組評価点5	森林経営管理法に基づき市町村から民有林管理を再委託	3～0		
	森林経営計画を策定して民有林を管理経営 森林経営計画策定者等から民有林の森林施業を受託			
取組評価点6	4日以上労働災害なし	3～0		
	4日以上労働災害が1～2件			
	重大災害あり又は重大災害に至らない4日以上労働災害が3件以上			
取組評価点7	申請者の全員が登録している場合又は申請者が素材生産事業者の場合で、協定取引先 の全員が登録している場合	3～0		
	申請者の半分以上が登録している場合又は申請者が素材生産事業者の場合で、協定取 引先の半分以上が登録している場合			
	上記以外			
取組評価点8	えるぼし認定企業、プラチナくるみん認定企業、くるみん認定企業、ユースエール認定企業 である場合	2～0		
	くるみん認定の認定基準7、認定基準8及び認定基準9の基準を満たしている場合、過去3 年間に若手(35歳未満)の新規雇用があり申請の日まで雇用が継続している場合			
	上記以外			
取組評価点9	以下の項目のすべてにあてはまる場合	2～0		
	以下の項目の1つまたは2つにあてはまる場合			
	以下の項目のいずれにもあてはまらない場合			
	○労働生産性の向上のため、効率的な作業システム、工程管理の工夫等を行うとともに、 生産性向上の目標を持って取り組んでいる			
○現場従事者の技術向上に向け、技術指導、研修会・講習会の開催・参加、資格取得へ の支援等を実施している				
○作業の平準化、天候に応じた就業調整等により、現場作業員の休暇日数の確保と休 養、健康管理に組織的に取り組んでいる				
取組評価点 10	一般材・低質材	建築用材(構造材、羽柄材)の製造割合 ただし、集成材、合板、桧木、ラミナを除く。	9～0	
	原材料	チップ及びオガ粉の年間生産量のうち、北海道内の農林水 産業用(園床用・緩衝材・暗渠疎水材・家畜敷料等)として供 給している割合(原木換算)。	9～0	
減点1	意図した結果となった	0～-10		
	意図した一部のみが実現した			
	意図した結果にならなかった。(以下を除く)			
	改善を指導したものの十分な対応をせず、意図した結果にならなかった			
減点2	システム販売の合計期間	0～-5		